

## 職員の在宅勤務の対象となる業務の試行的取扱いの実施結果及び今後の方向性について

### 1 在宅勤務の試行的取扱いの実施結果について

令和3年10月26日付け職員課長発各課（次・室・局・館）長宛て事務連絡「職員の在宅勤務の対象となる業務について」に基づき、同日から12月28日までに実施した在宅勤務の試行的取扱いの実施結果、実績は30件であり、その内訳は以下のとおりである。

1 やむを得ず在宅勤務の対象として認められる場合	具体的に想定される事例	件数	分類再編 ※第3項参照
(1) 新型コロナウイルスに対する感染の疑いによる出勤抑制の場合	職員本人に新型コロナウイルスに対する感染の疑いが発生し、一定期間の自宅待機を余儀なくされたが、検温の結果37.5度未満であるため、在宅での勤務を行った。	0件	1－第4号
(2) 家族の発熱、学校等の休業指示等により自宅待機が求められている場合	家族等の突発的な発熱、疾病又は子女の通学する学校等の休業措置に伴い、自宅待機を余儀なくされたため、在宅での勤務を行った。	4件	1－第1号 1－第4号 1－第5号
(3) 突発的な事故等の発生により、緊急避難的に自宅で業務を行う場合	通勤経路における鉄道事故等の発生により、職場への登庁が困難となったため、緊急避難的に在宅勤務を行った。	0件	2－第2号
(4) 傷病等に伴い物理的に登庁することが困難な場合	怪我等により自宅療養又は加療を受けているが、主治医師等からの就労許可を受けているため、在宅での勤務を行った。	2件 (※)	1－第3号 1－第2号

2 業務の特性により在宅勤務の対象として認められる場合	具体的に想定される事例	件数	分類再編 ※第3項参照
(1) 午後に半日単位の出張又は研修等が予定されている場合	午後に半日単位の出張又は研修等が予定されていたため、あらかじめ所属長の許可を受け、午前中は在宅での勤務を行い、その後当該出張又は研修に参加した。	0件	2－第3号 2－第4号
(2) 職員課が実施するオンライン研修に参加する場合	職員課が実施するオンライン研修については、引き続き在宅勤務の対象とする。	21件	2－第3号
(3) 午後5時15分以降に開催時間が設定されるオンライン会議に参加する場合	各課若しくは各課の所管団体等が午後5時15分以降に開催するオンライン会議に自宅から参加した。	3件	1－第5号

## 2 新たな在宅勤務需要の認識について

1の在宅勤務の試行的取扱の実施過程において、1（4）傷病等に伴い物理的に登庁することが困難な場合には、妊娠に伴うケースの利用があるものの、母子保健健診休暇等との併用ができないことが明らかになった。さらに現在併用できないその他の休暇等についても新たに対象に組み込むべきことが明らかになった。

同様に1（2）家族の発熱、学校等の休業指示等により自宅待機が求められている場合における在宅勤務の結果から、①会議、その他資料の作成、②例規制定改廃、③予算編成、予算資料の作成、④調査回答、統計の作成、⑤マニュアル作成、⑥データ入力作業等、中断なく事務に集中できる執務環境を確保することによって業務生産性の向上が期待できる場合について、2（3）午後5時15分以降に開催時間が設定されるオンライン会議に参加する場合と併せて在宅勤務の対象とすべきことが明らかとなった。

## 3 在宅勤務の分類再編について

1の在宅勤務の試行的取扱及び2の新たな在宅勤務需要の認識を踏まえ、在宅勤務のバリエーションをより広範囲に設定するため、以下のとおり新たに分類を再編する（第1項及び第2項の分類再編）とともに、職員の意識啓発及び自己能力の開発を図り、創造的かつ建設的な企画、研究成果等の「提案力」を向上させることを目指し、目下制度として施行するための例規整備に着手している。

分類再編	内容
1－第1号	小学校就学始期に達するまでの子を養育する又は要介護者を介護する職員で、身体的又は生活環境的事由により一時的な見守りが必要な場合
1－第2号	妊娠中又は配偶者が妊娠中の場合
1－第3号	傷病等により通勤困難であるが、在宅勤務に支障がない場合
1－第4号	職員又はその親族が新型インフルエンザ等に感染若しくは患している場合等で、自宅待機又は出勤を見合わせるよう協力を求められた者で、在宅勤務を行うことに問題がない場合
1－第5号	在宅勤務で業務の生産性の向上が期待できると所属長が認める場合
1－第6号	市の行政運営全般について、意識啓発及び自己能力の開発を図り、創造的かつ建設的な企画、研究成果等を提案できる場合
2－第1号	半日単位の年次有給休暇を組み合わせる場合
2－第2号	狛江市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則又は狛江市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則に定める休暇等（ただし、日を単位として付与するものを除く。）及び狛江市職員の育児休業等に関する条例に定める部分休業を取得する場合
2－第3号	1日又は半日勤務時間の研修を組み合わせる場合
2－第4号	半日勤務時間の出張の場合
3－第1号	その他市長が特に理由があると認める場合

※1－第5号及び1－第6号は、合わせて月8日を上限とする。